

2019年4月1日

研究・調査活動上の不正行為防止計画

JCOAL

一般財団法人石炭エネルギーセンター

一般財団法人石炭エネルギーセンター（以下「本財団」という。）における公的資金を用いた研究・調査活動（以下「研究・調査」）の適正な使用を徹底するため、以下のとおり「研究・調査活動上の不正行為防止計画」を策定し、実施する。

1. 本財団内の責任体系明確化

本財団は、研究・調査等の運営・管理を適正に行うために、財団内の運営・管理に関わる責任者が不正防止対策に関して本財団内外に責任を持ち、積極的に推進していくとともに、以下のとおり、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、財団内外に周知・公表する。

- ①最高管理責任者である理事長は、本計画を周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者が責任を持って公的資金による研究調査費等の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。
- ②統括管理責任者である専務理事は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、本計画に基づき、本財団全体の実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- ③研究・調査倫理教育責任者である総務部長は、統括管理責任者の指示の下、
 - 1) 自己の管理監督及び研究・調査担当事業部等における本計画の実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - 2) 不正防止を図るため、研究・調査担当事業部等の研究・調査活動の事業費（以下、「研究調査費」という。）等の運営・管理に関わる全ての職員等に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - 3) 自己の管理監督又は研究・調査担当事業部等において、職員が、適切に研究・調査活動の事業費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

(1) ルールの明確化・統一化

- ①本財団は、公的資金の研究・調査等の運営・管理に関わる全てのルール等について、運用の実態と乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から常に見直しを行う。
- ②本財団としてのルール等の統一を図り、解釈についても各事業部、職員等間での統一的運用を図る。

③本財団のルール等を公的資金による研究調査費等の運営・管理に関わる全ての職員に分かりやすい形で周知する。

(2) 職務権限の明確化

①公的資金による研究調査費等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、財団内で理解を共有する。

②業務の分担の実態と職務分掌規程の間に乖離が生じないように努める。

(3) 関係者の意識向上

①公的資金による研究調査費等の運営・管理に関わる全ての構成員に、自らのどのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるため、コンプライアンス教育（本財団の不正対策に関する方針及びルール等を学ぶ研修等）を実施する。

②コンプライアンス教育の実施に際しては、受講者の受講状況及び理解度について把握する。

③本財団の不正対策に関する方針及びルール等を遵守する義務があることを理解させ、意識の浸透を図るために、公的資金による研究調査費等の運営・管理に関わる全ての職員に対し、誓約書等の提出を求める。

④公的資金による研究調査費等の運営・管理に関わる全ての職員・構成員に対して関連する諸規則等を周知する。

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

①財団内外からの告発等（財団内外からの不正の疑いの指摘、本人からの申出など）を受け付ける窓口を総務部とする。

②不正に係る情報が、窓口の担当者等から迅速かつ確実に最高管理責任者に伝わる体制を構築する。

③以下の（ア）から（オ）を含め、不正に係る調査の体制・手続き等を明確に示した規程等を整備する。

（ア）告発等の取扱い

（イ）調査委員会の設置及び調査

（ウ）調査中における一時的執行停止

（エ）認定

（オ）配分機関への報告及び調査への協力等

④不正に係る調査に関する規程等の運用については、公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。

⑤懲戒の種類及びその適用に必要な手続き等を明確に示した規程等を整備する。

3. 不正を発生させる要因の把握と具体的な不正防止計画の実施

(1) 不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、各事業部等より総務部へ集約し、本財団全体の状況を体系的に整理・評価し、把握する。

(2) 総務部は、防止計画推進部署として、把握した不正発生要因に対応する具体的な不正防止対応を実施し、その状況を確認する。

4. 公的資金による研究調査費等の適正な運営・管理活動

本計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながりうる問題が捉えられるよう、財団外公認会計士等の第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを整備する。

- ①予算の執行状況を検証し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究調査計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。
- ②発注段階で支出財源の特定を行い、予算執行の状況を遅滞なく把握できるようにする。
- ③研究者および事務職員と業者の癒着を防止する対策を講じる。このため、不正な取引に関与した業者への取引停止の処分方針を本財団として定め、周知徹底する。
- ④特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)に関する検収について、実効性のある明確なルールに基づき実施する。
- ⑤換金性の高い物品については、公的資金で購入したことを明示するほか、適切に管理する。
- ⑥研究者の出張計画の実行状況等を、報告書及び宿泊事実確認書類等、現地到着立証書類等にて把握・確認できる体制とする。

5. 情報発信・共有化の推進

- ①公的資金による研究調査費等の使用に関するルール等について、財団内外からの相談を受け付ける窓口を、総務部とする。
- ②公的資金による研究調査費等の不正への取組に関する本財団の方針等をウェブサイト等にて外部に公表する。